⑹　総合評価落札方式とする。上記４⑶に従い必要な書類を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札価格があらかじめ決定してある予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札説明書などで定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contacting entity : Takao Imai, Head, Property Administration Department, Japan Finance Corporation
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Three cars purchase and Exchange purchase of three cars.
⑷　Delivery period : refer to the tender documentation.
⑸　Delivery place : refer to the tender documentation.
⑹　Time-limit for tender : 12 : 00, 21 November, 2014
⑺　Contact point for the notice : Hiroshi Saito, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年10月１日
日本郵便株式会社調達部担当執行役員
河村　学
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
１　調達内容　⑴品目分類番号　９　⑵件名及び数量　ロールボックス(L)5,000台（予定）⑶特質等　仕様書による。⑷納入期限　平成26年12月12日（最終）⑸納入場所　仕様書による。⑹入札・開札の日時及び場所　平成26年10月21日午後２時10分　日本郵政ビル１階入札室
２　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
３　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成26年10月14日午前11時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。
４　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵便株式会社調達部（物品契約担当）担当　豊口　和宏　電話03―3504―9532
５　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。ただし、競り下げによる入札を行う。⑸詳細は入札説明書による。
６　Summary　⑴Contracting entity : Manabu Kawamura, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd. ⑵Classification of the products to be procured : 9 ⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 5,000 Roll-box-pallets (L) ⑷Delivery period : By 12 December 2014 (Final) ⑸Delivery place : By specification ⑹Time limit for tender : 11 : 00 AM 14 October 2014 ⑺Contact point for the notice : Kazuhiro Toyoguchi, Procurement Department, Japan Post Co., Ltd. 1―3―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan TEL 03―3504―9532

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年10月１日
日本郵便株式会社近畿支社長　徳茂　雅之
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　27
１　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵件名及び数量　日本郵政グループ大阪ビルで使用する電気（予定）2,168,421kWh　⑶特質等　仕様書による。⑷供給期間　平成27年２月１日から平成28年１月31日まで　⑸供給場所　日本郵政グループ大阪ビル　⑹入札・開札の日時及び場所　平成26年12月12日午後２時00分　日本郵便株式会社近畿支社２階入札室
２　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
３　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成26年11月21日午後５時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。
４　問合せ先等　〒530―8797 大阪府大阪市中央区北浜東３番９号　日本郵便株式会社近畿支社支社長室総務部調達担当　久野　毅　電話06―6944―5551
５　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷競り下げによる入札　落札者は日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格の入札を行ったものとする。ただし、競り下げによる入札を行う。⑸詳細は入札説明書による。
６　Summary　⑴Contracting entity : Masayuki Tokushige, Director General of Kinki Regional Office of Japan Post Co., Ltd. ⑵Classification of the goods to be procured : 26 ⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 2,168,421kWh Electricity to be used in Japan Post Group Osaka Building ⑷Supply period : From 1 Februaly 2015 through 31 January 2016 ⑸Supply place : Japan Post Group Osaka Building ⑹Time limit for tender : 5 : 00 PM 21 November 2014 ⑺Contact point for the notice : Takeshi Kuno Accounting and Procurement Section, Planning Division, Kinki Regional Office of Japan Post Co., Ltd, 3―9 Kitahamahigashi Chuo-ku Osaka-City Osaka-Pref 530―8797 Japan TEL 06―6944―5551

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年10月１日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行　執行役副社長
間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　競争に付する事項　ローンシステム（住宅ローン）の調達
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成35年５月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札・開札の日時及び場所　平成26年12月24日午後１時10分　日本郵政ビル１階入札室
２　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㈣　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
㈥　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。